

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

# 第 7 回 会 議 録



開会 平成16年8月26日(木)

閉会 平成16年8月26日(木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第7回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成16年8月26日(木) 午後1時30分開会・午後4時7分閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	美藤 広、加藤 義和	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
会議事項	1 議題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

## 第 7 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員  出席 15 名 欠席 2 名  凡 例  出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	久保 等	
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		藤田 芳種		委 員		
委 員		大久保隆敏		委 員		
委 員		井上 浩司		委 員		
委 員		美藤 広	×	委 員		
委 員		藤岡 勉		委 員		
委 員		合田 要		委 員		
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者	住民専門部会長	合田真二郎		上下水道部会長	石井 慎治	
	健康福祉部会長	石川 和明		上下水道部会	宮崎 利彦	
	産業経済部会長	田中 正二				

## 第7回合併協議会会議録索引

件 名	頁数
1 開 会	1
2 会長あいさつ	1
3 議 事	2～40
(1) 協議事項	2～40
(1) 協議第8号 一般職の職員の身分の取扱いについて	2～7
(2) 協議第12号 町・字の区域及び名称の取扱いについて	7～9
(3) 協議第13号 地方税の取扱いについて	9～11
(4) 協議第23号－7 各種事務事業(納税関係)の取扱いについて	11～12
(5) 協議第19号 国民健康保険事業の取扱いについて	12～16
(6) 協議第23号－10 各種事務事業(各種福祉制度関係)の取扱い(その1)について	16～20
(7) 協議第23号－15 各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて	20～26
(8) 協議第23号－16 各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	26～28
(9) 協議第24号 新市建設計画(その3)について	28～40
(2) その他	39～40
(1) 第8回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	39～40
(2) 第9回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	39～40
4 閉 会	40

【開会 午後1時30分】

○大木事務局長 皆様、本日はお忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第7回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

会議に入りますまで進行を務めさせていただきます事務局長の大木和郎です。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

○会長 皆さんこんにちは。

ただいま事務局長から話がありましたように、第7回の合併協議会開催いたしましたところ、台風後の大変多忙な時期でございますが、お繰り合わせいただきましてご出席賜りましたことにつきまして、厚くお礼申し上げたいと思います。

ご承知のように、去る17日の15号台風関係によります集中豪雨、本当にこの合併を進めております1市2町を直撃したような形で、今までかつて経験を見ない大きい被害を受けたわけでございまして、1市2町管内で大野原2名、観音寺が1名、豊浜が1名という4名の尊い犠牲者が出たわけでございまして、また多くの被害に遭われた方々がおるわけでございますが、そういう皆さん方にお悔みなりお見舞いを申し上げたいと思うわけでございます。

それぞれ市町におきまして応急の処置をし、そして今後復興に向けてやっていかないけれども、私も本音を申しますと、もう本当に合併も順調に進み、このままいくなれば、もうずっと10月11日を迎えることができるだろうと思う矢先にこの災害でございまして、合併問題と並び災害復旧ということで、もう全力を尽くしていかないかんとということで、本当にそれをあわせて大変な事態に相なったわけでございます。今後とも皆さん方のご協力をいただきながら、災害の復旧なり合併もスムーズに進めていきたいと、ご協力をこれからお願い申し上げる次第でございます。

それでは、座らせて進行させていただきます。

○大木事務局長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により会長が議長となることになっておりますので、会長よろしくお願いをいたします。

○議長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により会長が議長となるとなっておりますので、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、規約第10条の第1項の規定に基づきまして、本日の出席者の確認をいたします。

委員17名中、出席者15名、欠席者2名でございます。よって、本日の会議は成立したことを報告させていただきます。なお、欠席なされております美藤委員さん、加藤委員さんからは、用務のため本日の会議を欠席する旨の連絡をいただいておりますので、ご報告しておきます。

また、本日多岐にわたる調整方針をご協議いただくことに際しまして、1市2町の専門部会長並びに分科会長を出席させておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきますが、議事の都合上、発言される場合には、冒頭に所属市町名とお名前をよろしくお願いいたします。なお、会議録作成のため、恐れ入りますが、発言に際しましては職員がワイヤレスマイクを持ってまいりますので、お願いいたします。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

協議第8号一般職の職員の身分の取扱いにつきまして事務局長より説明を願います。

○大木事務局長 事務局長の大木でございます。

会議資料の2ページをお開きください。

協議第8号一般職の職員の身分の取扱いについてご提案を申し上げます。

1市2町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

- 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 2 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。
- 3 職務については、合併時に職名とともに級別職務分類表を統一する。

4 職員の給与制度については、給料表の取扱いを含め合併時に統一する。

5 現職員については現給を保障する。

ということでご提案をさせていただきます。

取扱いの方針につきましてご提案させていただきましたが、まず一般職の職員の身分の取扱いにつきまして、3ページをお開きください。

基本的な考えといたしまして、新設合併の場合は、一般職の職員が勤務していた市町の法人格が消滅するため、職員は失職することになります。しかし、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項において、合併関係市町村はその協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町の一般職の職員が、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない旨規定されております。このため、合併協議会においては、1市2町の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の確認を行う必要がございます。

それからまた、同条の第2項の規定におきまして、合併市町村は職員の任免、給与、その他の身分の取扱いに関しましては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定められております。このため、新市発足までに職員の任用制度、給与等に関し基本的な取扱方針を協議する必要がございます。いずれにいたしましても、1市2町の一般職の職員につきましては、すべて新市の職員として引き継ぐということになります。

次に、2の1市2町の職員数でございますが、同じく3ページをお開きください。

いずれも平成16年4月1日現在の職員数でございますが、部門別職員数を一覧表にしております。観音寺市が現職員数につきましては434名、大野原町が現職員数が130名、豊浜町が111名となっております。それで、部門別といたしまして、市町長の事務部局が全体で471名でございます。その他の部局合わせまして、全体で675名というふうな職員の状況になってございます。

それから、今現在は675名というふうになってございますが、仮に60歳定年制が現行のとおり続くといたしますと、合併後10年間の平成27年度末までに定年退職する職員の見込み数としては約337名、全体の675名のうち約50%が、合併後10年経過する平成27年度末までに退職が見込まれております。以上が現在の職員数の状況でございます。

職員数につきましては、合併時には現行の定数ということになりますが、合併の効果としては、行財政の効率化、行政経費の削減が大変大きいわけでございますが、そのような

ことから、一般職の職員につきましては、合併時にすべて新市の職員としてその身分を引き継ぐものの、新市において定員適正化計画を策定いたしまして、適正な定員の管理に努めるものでございます。新市におきましても行政改革を努めていく必要がありますし、計画的な定員管理が必要でございます。

それから、次のページをお開きいただければと思います。

1市2町の職員の職の名称でございます。これについては、1市2町の職員の職名に関する規則に制定された職の名称でございますが、1市2町のそれぞれの市町によって独自に職名や補職名がつけられている部分もございまして、1市2町で相当異なるというふうなこととなっております。今後の人事管理や職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図っていく必要があります。

それから次に、職務についてであります。次のページが級別職務分類表を表した資料でございます。この後の給料表で説明させていただきます8級制の中で、どういった職にある者が何級の給料表を適用されておるのかという基準を示したものでございまして、これらにつきましても1市2町で表現等差がございます。職の名称との関連もございますので、職務についても合併時に級別職務分類表の統一を図っていく必要があります。

それから、次のページをお開き願います。

職員の給与の状況でございますが、給料表、手当等の状況でございます。まず、職員の給料表につきましては、一般行政職等を含めまして、観音寺市、大野原町、豊浜町、国の行政職の(一)の8級制の給料表に準じたものを使用しております。初任給の格付けの状況としては、1市2町とも同じ号級の格付けとなっております。手当につきましてもほぼ同一でございます。

あと、退職手当制度でございますが、退職金の支給については、大野原町と豊浜町につきましては香川縣市町総合事務組合、これは旧の退職手当組合でございますが、これに加入しております。この組合の手当の支給条例に基づき支給されているというのが現状でございます。観音寺市につきましては、この組合には加入しておりませんので、市独自の条例に基づいて支給をされているというふうな状況でございます。なお、退職金の問題を含めて県市町総合事務組合への対応に対しましては、今後一部事務組合の取扱いのところまで協議させていただき予定にいたしておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

職員の給与制度につきましては、給料表の統一を含め、合併時に統一を図っていく必要がございます。

それから、次のページに5参考条文として、地方公務員法の規定、それから先ほど冒頭でご説明申し上げました合併特例法の抜粋をいたしております。

それから、6として先進地の事例ということで、これまで合併された先進地の主なところについて抜き出してございまして、ほぼこの取扱方針につきましては、基本的には一般職の職員というのはすべて新市に引き継ぐというふうな確認と、あと職員の定数については、新市においては定員適正化計画を策定して定員管理の適正化に努める。職名については統一をしていく。給与については現給を保障するというふうな表現をしているのが先進地の事例でございます。

以上のような内容から、先ほど提案させていただきましたが、恐れ入りますが会議資料の2ページの方にお戻りいただきたいと思っております。

一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、1市2町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

- 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 2 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。
- 3 職務については、合併時に職名とともに級別職務分類表を統一する。
- 4 職員の給与制度については、給料表の取扱いを含め合併時に統一する。
- 5 現職員については現給を保障する。

ということで提案をさせていただきます。よろしくご協議をお願いいたします。

○議長 ただいま事務局長より協議第8号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ただいま「なし」という声がございましたが、ほかにございませんか。

○久保委員 観音寺市の久保でございます。私は特に1市2町で働く職員等につきましては、この問題が生活に直接かかわる問題ということで、非常に重要であると私も認識しております。幸い1市2町ともそれぞれ給料につきましては8級制を採用しておりますが、ただ2町につきましては、同じ課長職でありながら7級と8級に分かれているという状態があります。市の場合は、すべて8級にしておるようでございます。ただ、合併する場合

に、特に近い市町でありますから、当然自分の通学した学校であるとか、先輩後輩ということがありますので、特にアンバランスを生じた場合に、特に合併時まで凹助成をすれば一番いいんですが、そうすると感情的にあの町は、あの市は上げてきたとかというような話があって、勤務するときに非常に変な気持ちになりますので、そこらあたりを現実にならなくなっておるかということを検討し、もしそれが特にアンバランスが大きく生じるとる場合については、合併した後にでも凹助成をやはりしてあげて、皆が住みよい環境のもとで勤務ができるようにしていかないといかんのでないかなと思っております。

以上です。

○議長 ただいま久保委員さんからお話がございましたが、私どうかと思うんですが、大野原町につきましては、やはり職員の勤務年数が若くても課長にせなければやっぱりいけないという、観音寺市になればもう退職間際の方がほとんど課長というような話を聞いておきまして、そこら辺で全部課長になると、うちはやっぱり同じ課長でも若かったらやっぱり、もう7級にしとくという、そこら辺の違いがあるんだろかと思うんですけど、どうでしょうか。これやってないかわからへんんですけど、局長もひとつお願いします。

○大木事務局長 ただいまご質問のございましたいわゆる給与の格差という点になろうかと思うんですが、現在1市2町の職員間におきましては、給与の格差はございます。今ここでその格差の内容等についてのご説明は省かさせていただきますが、先ほどご指摘のございましたように、この格差の調整というものはしていく必要があるかと思いますが、これは新市の市長の裁量と申しますか、新市の行財政改革大綱を踏まえて、新市市長のご意見によって判断され、処置されるものと考えております。したがって、合併時には先ほど申しましたように職名、職務、制度につきましては統一をいたしますが、給与の格差の調整につきましては、新市において新市長のご判断をいただかなければならないと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

○佐伯副会長 豊浜の場合ですが、私の方は7級、8級というようなことでやっとなんですが、これはまだ基準的なものは設けてないんですが、慣例的に課長になった段階で7級というのはもう保障しとんですが、3年から5年の間ぐらいかけて8級の方に渡らそうと、こういうふうなことでいきよんで、明確な基準というんはないんですが、これからはもう既にご存じだとは思いますが、国の方でももう実績、能力給というようなことで、年功序列から給与の体系を変えていこうというようなこともあります。多分地方自治、市町村の方までこれがまた来るんでないだろうかなと、このように思っております。しかし、職

員にしてみたら、やっぱり給与で同じ年に入って同じ年数をたつて格差があるということは、やっぱり人間ですから、やっぱりやる気とかそういうふうなものにかかわってくる可能性もありますし、そういうものはやっぱり今の豊浜町の状況では、職員にある程度は納得をしてもらった中で、やっぱりやる気を持って新しい市の中で頑張ってもらわんことには、職員の本当にやる気だけに係ってくると思うんで、その辺は給与調整については我々も責任を持って職員の方に説明をするというような責務があろうかと思っております。その辺は合併するまでに職員とも十分に話をしていきたいと、こういうような考えを持っております。

○議長 久保委員さん、ようございますか。

それでは、異議ないようでございますので、協議第8号一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第12号町・字の区域及び名称の取扱いにつきまして事務局長より説明を願います。

○大木事務局長 事務局長の大木でございます。

8ページをお開き願いたいと思います。

協議第12号町・字の区域及び名称の取扱いについて提案させていただきます。

町・字の区域及び名称については、次のとおり取扱うものとする。

1 町・字の区域については、現行のとおりとする。

2 町・字の名称については、次のとおりとする。

(1) 観音寺市においては、現行のとおりとする。

(2) 大野原町においては、「三豊郡大野原町大字」を「観音寺市大野原町」に置き換え、字名「五郷海老濟」、「五郷有木」、「五郷田野々」、「五郷内野々」、「五郷井関」については、各々「五郷」を削除する。

(3) 豊浜町においては、「三豊郡豊浜町大字」を「観音寺市豊浜町」に置き換える。

とする内容で提案をさせていただきます。

先の第3回合併協議会におきまして、新市の名称は「観音寺市」とすることがご確認いただきましたので、合併後の町名につきまして、住所表記についてご提案をさせていただきます。

まず、1の町・字の区域につきましては、合併後すぐに区域の変更をするものでございませんので、現行のとおりといたしております。

次に、2の町・字の名称につきましては、先ほど申しあげましたような内容とさせていただきます。町名、字名は地域の歴史や文化により住民の皆様には愛着があるため、従来そのまま存続される場合が多いようであります。観音寺市につきましては現行のとおりであります。大野原町、豊浜町につきましては、「三豊郡」にかわって「観音寺市」が入り、それぞれ大野原町、豊浜町の名称を残し、大字を表示せず、「観音寺市大野原町」、「観音寺市豊浜町」と置き換えさせていただきます。また、五郷地域につきましては、地元住民の皆様方からの意見を尊重いたしまして、「五郷海老済」、「五郷有木」、「五郷田野々」、「五郷内野々」、「五郷井関」地域につきましては、「五郷」の2文字を表示せず、「観音寺市大野原町海老済」、「観音寺市大野原町有木」、「観音寺市大野原町田野々」、「観音寺市大野原町内野々」、「観音寺市大野原町井関」とさせていただきます。

なお、大字を表示しない理由といたしましては、表示しなくとも現代における生活に支障はなく、むしろ各種の申請書類の作成等が簡単になるためであります。

旧町名を残した理由といたしましては、先ほども申しあげましたが、町名につきましては住民の皆様にとって愛着があり、思いがあるかと思えます。

なお、町とは自治体の町ではなく、市町村の区域の一定の区域としての町を意味するものでございまして、これまでの大野原町、豊浜町を意味するものではございません。また、字とはこれも町と同じく市町村の区域内の一定の区域をいまして、字にはいわゆる字のみならず大字、小字も含まれております。今回土地表示における小字名は、名称の変更には含まれておりません。

9ページから11ページに1市2町の現在の町名、字名と合併後の町名を記載いたしております。

次のページに、町名、字名に関する実際の変更手続を新市の発足時に効力が発生するように手続をしていかなければならないということで記載をさせていただいております。新市の発足と同時に町・字名を変更するためには、合併の日に市長職務執行者が合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は事前に県と十分連絡を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなります。

次のページに、住所の表示変更により必要とされる主な手続につきまして、現在のところ先進地の参考事例を参考として掲載をさせていただいております。これらにつきまして

は、関係機関自らによる住所の変更や、みなし規定による住所の読みかえ等により、ほとんどのケースでは、住民の皆様方による住所変更の手続は必要ないものと思われませんが、今後専門部会等で検討させていただき、合併までに関係機関に照会し、住所変更に伴う諸手続についてのパンフレット等を作成いたしまして、住民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。先進地でも特に住所変更による手続についての問い合わせが多いと聞いておりますので、今後協議会だよりや各市町の広報紙により十分周知をさせていただきます。

なお、14ページに地方自治法等関係法令を、15ページに先進地の事例をお示ししております。

以上、協議第12号町・字の名称及び区域の取扱いについて提案させていただきました。

○議長 ただいま事務局長より協議第12号につきまして説明がありました。

何かご質問なりご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 別段ないようでございますので、協議第12号町・字の区域及び名称の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第13号地方税の取扱いにつきまして事務局より説明を願います。

○事務局 事務局調整班の山地でございます。よろしく願いいたします。

それでは、協議第13号地方税の取扱いについてご説明申し上げます。

16ページをお開き願います。

まず、調整方針についてでございますけれども、地方税の取扱いについては、1市2町で差異のない税制は現行のとおり新市に引き継ぎ、差異のある税制は次のとおりとする。

- 1 法人市民税の均等割については、標準税率を採用し、法人税割の税率については100分の14.7とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行のとおりとする。
- 2 軽自動車税の納期については、5月1日から5月末日までとし、標識紛失時の弁償金については200円とする。
- 3 都市計画税については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 4 入湯税については、観音寺市の例により統一する。

以上のとおり提案させていただきます。

調整方針につきましては、基本といたしましては、1市2町で差異のないものについては現行のとおり引き継ぎ、差異のあるものにつきましては項目の1から4のとおり調整するという形にいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず市町村民税からご説明申し上げます。

市町村民税につきましては、特にご説明すべき点としましては、法人についてでございます。法人に係る税制といたしましては、均等割及び法人税割の2種類がございます。お手元の資料をご覧くださいまして、均等割につきましては、現在観音寺市におきましては制限税率を、大野原町、豊浜町におきましては標準税率を採用いたしております。法人税割につきましては、観音寺市が制限税率であります14.7%、大野原町が標準税率であります12.3%、豊浜町が13.0%という形になっております。このような状況を踏まえまして、調整方針といたしましては、均等割については標準税率を、法人税割については制限税率であります14.7%を採用いたします。

これにつきましての基本的な考え方といたしましては、いわゆる応能の原則によりまして、ベースとなる均等割の部分については低く課税し、法人税割につきましては法人の所得に応じた課税を行うことにより、より経済情勢に即応した税制という形にするという考えによるものでございます。ただ、合併時点におきましては、制度の変更に伴う混乱を避けますため、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用いたしまして、合併年度につきましては現行のとおりとし、平成18年度より新たな税制に移行する予定でございます。

次の18ページ、固定資産税につきまして、これにつきましては1市2町大きな差異はございませんので、省略させていただきます。

19ページ、軽自動車税をお開きいただけますでしょうか。軽自動車税についてでございますけれども、税率につきましては1市2町とも地方税法の規定によりまして定められておりますので、差異はございません。

差異のある部分といたしましては、まず納期に関してでございますけれども、豊浜町さんが5月11日から5月末日までという取扱いとなっております。この点につきましては、観音寺市、大野原町の例によりまして5月1日からという形で統一いたします。

あと標識を紛失し、再交付を受ける際の弁償金についてでありますけれども、これにつきましては大野原町さんが300円という取扱いになっておりますけれども、これにつきましては観音寺、豊浜町の例により200円に統一することといたします。

次のページ、たばこ税についてでございますけれども、これにつきましては地方税法に定められておりまして、1市2町同じでございますので、次、21ページの都市計画税及び入湯税をお願いいたします。

まず、都市計画税についてでございますけれども、これにつきましては、現在その行政区域内に都市計画区域を有しているのは観音寺市及び豊浜町であります。大野原町につきましては、都市計画区域の設定はございません。課税状況につきましては、観音寺市においては課税、豊浜町におきましては課税していないという状況でございます。都市計画税につきましては、都市計画事業等に充当するという目的のために課税される目的税でございますので、新市におけます都市計画事業等の位置づけと密接に関係してこようかと思われれます。したがって、都市計画税の取扱いといたしましては、現行のとおり引き継ぎ、新市におきまして都市計画事業等の計画の内容、課税の必要性等を総合的に検討した上で再編調整することといたします。

次、入湯税でありますけれども、入湯税につきましては、現在課税しておりますのは観音寺市のみでございます。観音寺市におきましては、宿泊を伴うものについては1人1日100円、日帰りのものについては同じく50円を徴収いたしております。そこから得られます税収入につきましては、環境衛生施設でありますとか、また消防施設等の整備のための貴重な財源となっておりますので、入湯税の取扱いといたしましては、観音寺市の例を2町にも適用することによりまして、合併時に統一することといたします。

地方税の取扱いにつきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま事務局より協議第13号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 「なし」のようでございますので、協議第13号地方税の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号ー7各種事務事業（納税関係）の取扱いにつきまして事務局より説明を願います。

○事務局 失礼します。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、協議第23号ー7各種事務事業（納税関係）の取扱いについてご説明申し上げます。

24ページをお開き願います。

まず、調整方針といたしましては、前納報奨金につきましては、観音寺市の例により統一する、との方針により提案させていただきます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

25ページをお開き願います。

前納報奨金につきましては、納期前に納付を行った場合、その納税者に対しまして条例の定めるところにより報奨金を交付するものでございます。現在の1市2町の制度といたしましては、適用税目につきましては、観音寺市が平成16年度より市・県民税を廃止いたしまして、固定資産税及び都市計画税、大野原町、豊浜町が個人町・県民税及び固定資産税であります。また、交付額を算出する際の乗率についてでございますけれども、観音寺市が100分の0.3、大野原町、豊浜町が1,000分の5という形であります。さらに、観音寺市におきましては、一括で5万円が限度額になっておりますけれども、大野原町、豊浜町におきましては、各納期ごとに5万円といったような差異がございます。

前納報奨金につきましては、収納率の向上、納税者の納税意識の高揚等を目的といたしまして創設されました制度でございますけれども、とりわけ町・県民税につきましては普通徴収に限られ、納税義務者の大半を占める給与所得者、いわゆる特別徴収の方がこの制度の適用を受けることができないという不公平感があり、また全国的な削減へ向けての流れ、さらに行政の効率化等を勘案いたしまして、2町で実施しております個人町・県民税については廃止し、観音寺市の例により統一いたします。なお、合併年度におきましては、既に旧市町の制度により交付額が決定いたしておりますので、平成18年度より新制度に移行する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 ただいま事務局より協議第23号-7につきまして説明がありました。

ご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 別段ないようでございますので、協議第23号-7各種事務事業（納税関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、協議第19号国民健康保険事業の取扱いにつきまして事務局より説明願います。

○事務局 失礼します。引き続きよろしくお願いたします。

それでは、協議第19号国民健康保険事業の取扱いについてご説明申し上げます。

まず、調整方針といたしましては、

- 1 国民健康保険税については、国民健康保険事業が健全で円滑な運営を確保することができるよう、医療費等の動向を勘案し、その必要額を算出した上で、平成18年度から統一する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は現行のとおりとする。
- 2 保健事業については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 一日人間ドック事業については、合併時に再編統一し、自己負担額については新市において速やかに再編調整する。
  - (2) ヘルスアップモデル事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - (3) その他の事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。
- 3 成人病予防検診料助成事業については、合併時に廃止する。
- 4 無受診世帯表彰事業については、合併時に廃止する。
- 5 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編統一する。
- 6 国民健康保険診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

以上のとおり提案いたします。

それでは、個別にご説明申し上げます。

27ページをお開き願います。

まず、1の国民健康保険税についてご説明申し上げます。

国民健康保険税につきましては、医療給付費分、介護納付金分それぞれにつきまして、所得割、資産割、均等割及び平等割の4方式により課税されております。1市2町の現在の課税状況といたしましては、お手元の資料のとおりでございますけれども、その割合でありますとか額等につきましては、国民健康保険運営協議会において協議され、最終議会による議決を経て決定されております。新市における保険税の取扱いにつきましては、基本といたしましては、まず1市2町全体の医療費等の状況に基づきまして、その必要とされる額を試算した上、算出されるべきものであると考えられます。したがって、調整方針でございますとおり、事業が健全かつ円滑な運営ができるようその必要額を試算いたしまして、その必要額をベースとして保険料を統一することといたします。ただ、平成17年度につきましては、既に旧市町の制度によりスタートいたしておりますので、市町村の合併の特例に関する法律第10条を適用いたしまして現行のとおりとし、平成18年4

月より統一した保険税に移行する予定でございます。

続きまして、事業関係の取扱いについてご説明申し上げます。

28ページをお開き願います。

2といたしまして、国民健康保険事業における各種保健事業についてでございます。

まず、(1)といたしまして、一日人間ドック事業についてでございますけれども、観音寺市、豊浜町において実施いたしております。対象となる年齢、委託先など差異のある部分につきましては合併時に再編統一し、自己負担額につきましては、平成17年度事業が既にスタートしておりますので、18年度より統一できるよう速やかに再編調整いたします。

次に、(2)のヘルスアップモデル事業についてでございますけれども、これにつきましては、1市2町及び山本町、財田町の1市4町の共同事業によりまして、生活習慣病予防を目的として実施いたしております。事業期間といたしましては、平成15年度から平成17年度までという形になっておりますので、現行のとおり新市に引き継ぎ、継続して実施いたします。

(3)のその他の事業、啓発、イベント等ソフト事業についてでございますけれども、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整いたします。

次に、3といたしまして、成人病予防検診料の助成事業でございますけれども、これにつきましては、大野原町のみの事業でございます。基本健康診査、がん検診等の自己負担金につきましては、保健事業として一体的に取り扱う必要がございますので、国民健康保険事業における助成事業につきましては、合併時に廃止いたします。

次に、4といたしまして、無受診世帯表彰事業についてでございますけれども、これにつきましては、1市2町お手元の資料のとおり実施いたしております。当該制度が実際に住民の方々の健康福祉の向上に寄与しているのかどうかというふうな検討も含めまして、現行の制度については合併時に廃止し、新市におきまして必要に応じまして検討していくことといたします。

29ページをお開き願います。

5の国民健康保険運営協議会についてでございますけれども、国民健康保険が健全かつ円滑な運営を図るため設置される諮問機関でございます。委員構成、人数等につきましては、条例等で定めることとなっておりますので、合併時に再編統一いたします。

最後になりますけれども、6の国民健康保険診療所でございますけれども、現在観音寺

市におきまして伊吹診療所がございます。診療所事務につきましてはお手元の資料のとおりでございますけれども、施設につきましては現行のとおり新市に引き継ぐことといたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま事務局より協議第19号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

どうぞ。

○久保委員 観音寺市の久保でございます。

27ページの6に国民健康保険等の案分率、課税のことでございますが、6に応能応益を国の方はできるだけ50、50ということでございますが、1市2町につきましては、所得割であるとか資産税割等が大分のばらつきがあります。これは市町それぞれの基本的な考えの違いでこうなっておるんだと思うんですが、これがやっぱり新市に移行した場合に、1市2町のどちらの基準でどうするかということにつきましては、国民健康保険税そのものの最高限度額が53万円ということは、これは当然同一でございますが、そのそこまでいくまでの各家庭での俗に言う課税額というんですか、それについては算定がそれぞれ市町でそれぞれ別々になつとる関係で、統一するとある程度のトラブルというんですか、そういう状態ができちゃへんかなと思っております。したがって、合併までになかなか移行はできないが、合併したときにそういう意見が随所に出てきたときに、新市において多少の混乱を生じちゃへんかなという気持ちがありますので、この点について当局のお考え方等がありましたらお聞かせ願ひたいと思います。

○議長 専門部会長より説明願ひます。

○住民専門部会長 失礼します。住民専門部会長の豊浜町の合田と申します。よろしくお願ひします。

久保委員さんのご質問でございますが、おっしゃるとおり応能応益割50、50が国の基本でございます。久保委員さんおっしゃったとおり、1市2町今のところばらつきが実際ございます。それで、18年度税率統一に向けて、17年度からシミュレーションいたしまして、住民間のトラブルを起こさないような税率を研究し、今ワーキンググループなり分科会で検討しております。

以上です。

○議長 ようございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ないようでございますので、協議第19号国民健康保険事業の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-10各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いにつきまして、調整班長より説明を願います。

○事務局 失礼いたします。事務局調整班長の好川でございます。よろしくお願いいたします。

この各種事務事業（各種福祉制度）でございますが、協定項目といたしまして4つの協定項目がございます。ア 子育て支援関係、イ 高齢者福祉関係、ウ 障害者福祉関係、エ 生活保護関係、この4つが協定項目でございますが、今協議会におきましては、子育て支援関係、障害者福祉関係、生活保護関係、この3項目につきましてご協議を願いたいと思います。イの高齢者福祉関係につきましては、次回第8回の協議会にてご提案申し上げる予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議第23号-10各種事務事業（各種福祉制度）の取扱い（その1）についてご説明を申し上げます。

まず、ア 子育て支援関係でございますが、32ページをお開きいただきたいと思えます。

まず、子育てホームヘルプ事業についてでございますが、これにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐという調整方針であります。このホームヘルプ事業でございますが、これは乳幼児を持つ保護者宅へのホームヘルパーの派遣でございます。1日、半日、1時間の単位を定めまして、ホームヘルパーを派遣するという事業でございます。これにつきましては、保護者が病気とか休養といったような場合に派遣をするというような事業でございます。

次の2 家庭児童相談室については、合併時に統一をする。これにつきましては、現在観音寺市が相談員さんを2名設置をいたしまして、交代で相談業務に当たっております。母子家庭内の相談、通常家庭内の相談、そして子育て相談とこういった相談業務を実施しております。これにつきましては、全市域的に合併時に統一という調整方針でございます。

次の3 地域組織活動育成事業については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。これにつき

ましては、現在観音寺市が実施しておりますが、母親クラブ等が中心となりまして活動をいたしております。夕涼み会等、園の行事に地域の人々の参加を促進するといった業務でございます。

恐れ入ります。33ページをお開きください。

次の4 地域子育て推進事業については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。この事業につきましては、現在、大野原町、豊浜町にて実施をしております。これは保育所、児童館等、身近な公的施設を活用して、育児相談、子育てサークル等に対する支援などを行った場合に、その経費の一部を助成するといった事業であります。それによって安心して子育てができる環境づくりということを目的としております。この事業につきましては、母子愛育会等が中心になって実施されております。

次の5 遺児年金については、合併時に再編統一をする。この遺児年金につきましては、1市2町とも支給事業を実施しております。年金額等に差異がございますので、これにつきましては合併時に再編統一という調整方針であります。

次に、34ページをお開きください。

6といたしまして、保育所保育料については、新市において速やかに再編統一をする。この保育料につきましては、現在、観音寺市が4歳以上という区分を設けまして保育料を徴収しております。これを豊浜町、大野原町と同じく3歳未満、3歳以上という区分に統一をいたしまして、新市で保育料の統一をするという調整方針であります。目標といたしましては、平成18年4月1日統一といった目標であります。

次に、35ページをお開きください。

7といたしまして、保育時間延長事業については、合併時に再編統一をする。この事業につきましては、1市2町とも現在実施しております。時間帯を設けまして、保育時間の延長事業ということでございます。これにつきましては、合併時に再編統一という調整方針であります。

次の8 第3子以降保育料免除事業については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。この免除事業でございますが、これにつきましても現在1市2町実施をされております。現在この4月1日現在でございますが、免除を受けられておる方が観音寺市が98名、大野原町が27名、豊浜町が15名の方が免除を受けられておるといった状態でございます。

次のページをお開きください。

9といたしまして、一時保育促進事業については、新市において随時再編調整をする。

一時保育事業でございますが、これにつきましては、現在大野原町が実施をしております。町内に住所を有する生後6カ月経過後の小学校就学前までの児童を対象としております。これにつきましては、保護者が何らかの理由で保育をできないと、病気とかそういう場合に一時的に保育をしようという事業であります。これにつきましては、新市におきまして随時再編調整という調整方針であります。

次の10 地域子育て支援センター事業については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。これは現在観音寺が実施しておりますが、現在保育所へ通園していない児童とか、親が保育所へ相談事に行ったりという事業でございますが、対象といたしまして、ゼロ歳から小学1、2年生までの子供を対象としております。一般的、全体的な子育て支援というのを目標にしております事業でございます。

次のページをお開きください。

次の保育所地域活動事業については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。この事業につきましては、1市2町実施をされておまして、事業の内容といたしましては、老人ホームへの慰問とか、小学生とかの交流事業という事業でございます。これにつきましては、現行のとおり新市へ引き継ぐという調整方針であります。

次の12 児童手当については、合併時に統一をする。この児童手当につきましては、児童手当法により規定されておりますので、1市2町とも金額は同一であります。ただ、申請方法とかに若干の差異がございますので、これにつきましては合併時に統一という調整方針であります。

次のページをお開きください。

次の13 民生委員推薦会については、合併時に統合する。これは1市2町民生委員推薦会設置をされております。観音寺が委員数が14名、大野原町が14名、豊浜町が7名となっております。これにつきましては、合併時に統合という調整方針であります。

次の14 民生委員・児童委員協議会事業については、合併時に再編統一をするという調整方針であります。この民生委員・児童委員協議会事業につきましては、年間を通じてスケジュールを1市2町とも立てまして、老人施設への慰問等の事業を行っております。これは合併時に再編統一をするという調整方針でございます。

次のページをお開きください。

次に、ウ 障害者福祉関係といたしまして、1 障害者社会参加促進事業については、合併時に再編統一をする。この事業につきましては、現在観音寺市が実施しております

が、手話通訳者の設置事業、これは福祉事務所に手話通訳者を配置いたしまして、障害者の方の相談等を行うといった事業であります。それと、手話奉仕員、これは障害者の方の申請により、委託先に手話奉仕員を派遣いたしまして奉仕をするという事業でございます。それと、主なものでございますが、障害者の方の自動車運転免許の取得助成、これは1回きりでございます。それと、自動車を運転できますようにという改造の助成であります。それと、あと障害者スポーツ大会の助成、地域生活のアシスタント育成、こういった事業を行っております。これにつきましては、合併時に再編統一という調整方針であります。

次のページをお開きください。

次に、2 心身障害者小規模通所作業所運営補助事業については、合併時に統一をする。この事業につきましては、障害者の方の就労の機会を提供するという事業でございます。現在観音寺のやまもも作業所というところで、通所をさせまして訓練を行っております。この事業につきましては、合併時に統一という調整方針であります。

次に、3 心身障害者・児及び難病者年金について、新市において再編統一をする。この年金につきましては、現在1市2町実施をされております。条例等の規定により実施されておりますが、金額等に差異がありますので、新市において再編統一という調整方針であります。ただ、難病者年金につきましては、現在実施されておるのは観音寺市のみということでございます。

次のページ、41ページをお開きください。

次に、4 いたしまして、障害者福祉計画については、新市において速やかに策定するという調整方針であります。この障害者福祉計画でございますが、現在1市2町とも策定されておまして、観音寺が平成9年、大野原町が平成11年、豊浜町が平成11年に策定をし、障害者の方の社会の完全参加と平等の実現ということを目的として策定をされております。これにつきましては、新市において新市にふさわしい計画を策定するという調整方針でございます。

次のページをお開きください。

次に、エ 生活保護関係といたしまして、生活保護業務については、合併時に統一するという調整方針でございます。生活保護業務につきましては、生活保護法による規定に基づきまして業務を行っております。観音寺市におきましては福祉事務所を設置されておりますので、生活保護全般の業務を福祉事務所の業務として行っております。大野原町、豊

浜町におきましては、各役場の窓口を経過後、西讃保健福祉事務所に申請をして、その西讃保健事務所の業務となっております。これにつきましては、合併時に統一をいたしまして、新市の福祉事務所業務とするという調整方針でございます。

以上で各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱い（その1）につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま調整班長より協議第23号-10につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 別段ないようでございますので、協議第23号-10各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱い（その1）につきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-15各種事務事業の取扱い（上水道等事業関係）につきまして事務局より説明を願います。

○事務局 失礼いたします。事務局調整班の合田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議第23号-15各種事務事業の取扱い（上水道等事業関係）について、その調整方針案のご説明を申し上げます。

会議資料の43ページでございます。

調整方針といたしましては、

- 1 上水道事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 2 簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 水道料金、加入分担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

以上が調整方針でございます。

まず、1の上水道事業であります。44ページでございます。給水人口が5,001人以上の上水道事業といたしましては、現在観音寺市、大野原町、豊浜町それぞれございまして、それぞれにおいて事業認可を受け、運営されております。これらの事業につきましては、地方公営企業法に基づきまして、公営企業会計として会計処理が1市2町で行われております。新市になりますと給水人口が5万人を超えますことから、新市といたしまして、健全で安全な水道事業計画や経営計画を盛り込んだ事業認可を厚生労働大臣から得る必要がございます。以上の理由によりまして、合併時には3体制でまいりまして、合併

後に新市の事業計画、経営計画を策定し、事業認可を受けることとなります関係によりますと、新市の調整方針で、新市において再編調整するものであります。

次に、簡易水道事業であります。45ページをお願いいたします。給水人口が5,000人以下の簡易水道といたしましては、大野原町の田野々地区にございまして、特別会計により会計処理されております。簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものであります。

続きまして、46ページからの水道料金等ですが、水道料金につきましては、現状で2つの問題点が考えられます。1点目でございますが、料金の単価が1市2町それぞれ異なっているところであります。2点目といたしましては、料金体系が違うというところでございます。観音寺市、大野原町が用途別料金体系であり、その区分にも違いがございます。また、豊浜町においては、口径別の料金となっております。

49ページに現在の水道料金の比較表を掲載してございますが、水道料金につきましては、さまざまな事情により、現在1市2町間で格差がございます。一般家庭で比較いたしました場合、量水器の口径13ミリで基本料金は月10立方メートルを使用した場合、観音寺市が1,390円、大野原町が1,800円、豊浜町が1,600円と、大野原町は観音寺市の1.3倍となっております。また、月30立方メートルを使用した場合においては、観音寺市が5,590円、大野原町が6,000円、豊浜町が5,000円と、大野原町は豊浜町の1.2倍となっており、基本料金、使用料金それぞれに現在違いがございます。

水道料金については、既設の各施設に係る投資額や給水区域、地理的条件などの違いがあることや、それぞれの経緯、また歴史が異なることから、水道料金の設定に違いがございます。料金の調整に当たりますと、新市の水道事業を健全に運営していくという視点に立った上で料金を設定しなければなりません。ただし、合併時におきましては、将来の整備計画等も立てないまま料金を統一することは、水道事業の経営上、難しい問題と考えます。したがって、水道料金については、試算を行った上、料金の統一を図っていくことが望ましいということから、平成18年度を目標に今後シミュレーションを行いまして、水道料金統一に向けての調整を行っていきたくと考えております。以上のようなことによりまして、新市において再編調整するとの調整方針でございます。

また、47ページから48ページの分担金、手数料などについても、現在1市2町それぞれ違いがあります。これら分担金、手数料関係につきましても、今後水道料金と同様、

新市において調整するものであります。

50ページから51ページには関係法令を、また52ページには先進地の事例を掲載してございます。

協議第23号-15各種事務事業の取扱い（上水道等事業関係）については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 ただいま事務局より協議第23号-15につきまして説明がありました。

何かご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○久保委員 観音寺の久保です。私ばかり質問して非常にどうかと思うんですが、目につくところがございますので、2点ほどお願いします。

水道料金につきましては、市町それぞれの自己水源とかいろいろな状態で、料金についても多少のばらつきがあると思うんですが、この中で特に市町それぞれで水道の行っていない家庭というのが現実にあるんですかね。そこらあたりがもしあるのであれば、せっかく新市になったんだから、水道の行っていないところを解消するというのが第1点と、それと老朽管等があったら、やっぱり速やかにこれを改良していくということが基本的になるかと思えます。

それと、これは観音寺の市長さんの英断によりまして、伊吹の簡易水道が水道事業にということでしていただいた経緯がございます。これを見ますと、大野原町の田野々地区が簡易水道ということで、これが現在赤字になっているのか黒字になっているのか私は十分わかりませんが、給水人口等についても余りびっくりするような数字でもございませんので、この際できればもう上水道の中に多少の費用が要ってでも、やっぱり何かそこまで水道を引っ張っていくとか何かの分ですてあげて、やはり広く市民の方が公平に利益を受けられるようにしていくべきでないかなと思っております。

水道料金につきましては、安いほど実はいいんですが、やはり工事を伴い、いろいろな危険もありますので、ある程度の料金設定は余り安くなく、むしろ高くなくということですが、現行よりも少しく給水のあれから見ますと、観音寺が真ん中で、あと豊浜、大野原さんが上、下におるようでございます。そういうところで、できるだけ料金は適正なうちに、やっぱり工事等もできるような料金体制をとって、いざのときにできるような余剰金を持つような予算の計上がベターでないかと思えます。

以上です。

○議長 先に大野原関係でございますが、ありがたいご意見でございますが、現状といたしましては、大野原はまだ上水道が行っていない地域があります。大分離れておりますので、その辺につきましては、県のダムとか砂防堰堤とかをお願いして、簡易水道ということで有木地区も補助事業によりましてやりましたし、海老済も今、簡易水道も、本当は簡易水道よりまだ簡易なものでございますが、水源が足らんということで、これも16年度から砂防堰堤を2本ほど、2本か3本ですか、3本入れて、その水道水を確保すると同時に、砂防事業にも取り組むということで取り組まさせていただいております。それができたら簡易水道として安定供給ができるのではないかと思います。ただほかにも石砂という地域があるんですけども、10軒余りでございますが、それも砂防を入れていただいて、それから後にですが、どうもその砂防にたまる水がやはり簡易水道するだけの水の確保ができないというのが現状でございます。田野々地域はご承知のようにやっておりますが、この災害によりまして水源がものすごい濁ったと。そういうことで、これはどうすることもできません。この分につきましては、特にまた市長さんにお礼言っただんですけども、観音寺の水道局のご協力をいただいて水を運んでもらったという経緯もございますし、それまで行く大谷地域も簡易水道やっとなんですけど、それも今回災害で水源が土砂に埋まったということで、その復旧作業はしておるんですけども、もう次第にご承知のように大谷地域は入植者が減ってまいりまして、少のうなっております。中には、やはりもうそれよりか、上水を入れてもらえんもんだろうかという要望もあるわけでございますが、それはまあ未加入のところへ全部入れていただいたらええんですけども、久保委員さんも地形はご承知だと思いますけども、思うとる以上に離れております。それに全部上水道を持っていくとなりますと、それでのうても大野原の水道賃が高いんで、それらをどこらも同じ市民だから同じような処遇をするというのが建前かもわかりませんが、なかなかちょっと難しいんでないかと私自身は判断して、それぞれの地域の簡易水道でひとつやっついていかなるを得ないのでないかと私はそう思うとんですけども。その他について、豊浜はどういう状況かいな。

○佐伯副会長 水道事業そのものが企業会計でございますので、赤字を出すわけにいかないというところで、豊浜町は1市2町の中で一番安くはなっとなんですけど、今は何とか何とかやりくりをしている実情なんです。というのは、水道の職員数も見ていただいたらわかるように、職員数もがい減しております。そういうふうな中で、課長も建設水道課というようなことで、一般会計の方で人件費なんかも出した中で、できるだけその人件費

も抑えた中で赤字を出さないように、今の料金体制を維持していこうということで、平成9年に改正して今まで頑張ってきたんですが、実際問題として本当に今がもう限度の状態にきています。ということは、収入の方につきましては、少し右肩下がりあんばいで収入も下がっている。しかし、その維持管理については少し上がりぎみにあるとこういう中で、お話を聞くと、平成18年には香川用水がどうも原水が値上げをせざるを得んというような話の中で、今の状況からしたら、合併してもせんでも、豊浜町についてはもう18年にはこれは改定が必要だなというような内部の話をしよんですが、できるだけ住民の負担が少なくなるようにということで、筒いっばいは努力の中でしていきよんですが、今事務局の方の合併の方の中で、余り安く抑えて赤字が出たんでは、またいかないと。健全なやっぱり企業会計ですので運営をしていくためには、やっぱりそれなりの料金改定が必要でないかというような中で、多分住民説明会してでも、この水道代については、住民皆さんが来とる人が水道代何ぼになるんぞと、こういうんが多分一番に出てくるとは思うんで、この辺もシミュレーションをした中で、住民の皆さんに納得していただけるような形のをぜひ出してほしいなというようなのが現状でございます。

○議長 市長さん。

○白川副会長 私は助役の方が水道はよく知ってんで、何軒ぐらい給水しておるところがどれぐらいあるのか、ちょっと私は勉強不足で申し訳ございません。ただ、伊吹の簡易水道の場合は、英断というほどでもないんですが、いわゆる同じ水源で簡易水道と一般の企業会計である水道事業を一緒にしておるのはちょっとおかしいじゃないかという国の方の指摘もございましたし、そういった意味で統一をしたわけでありまして、大野原の場合はやはり水源が全く異なるということで、その地域性も勘案する中では、やはり簡易水道でもっともっと整備を図っていくことの方が住民の方々のためになるんじゃないかなと。観音寺も奥谷まで水道行ったりしますが、今回の災害で土砂崩れになったときに、水道管が破裂するとか何とかということでえぐられまして、そういったこともありましたので、その地域性のある程度勘案する中で、今後の水道等々については全体的に見直さなきゃならんかなと思っております。現在は専門の業者に依頼をいたしまして、1市2町の水道の統合、あるいは料金体系の問題、あるいは事業をどのようにしていくのかということは今専門の業者に委託をして調査中でございますので、その結果を待って今後1市2町でまた話し合いを進めていかなきゃならんかなというふうに思っております。

うち何軒ぐらいかな、水道行ってないところ。

○大倉委員 済みません。観音寺の大倉です。給水区域はもう全市全部行っております。ただ、殆んどもう取られておると思っております。未給水区域は今のところはございませんので。

○白川副会長 補助金とってない人がおっただけかなあ。

○議長 以上でご理解いただけたでしょうか。

どうぞ。

○大久保委員 大野原町の大久保です。

先ほど豊浜の佐伯町長さんからもお話があったように、この水道料金は非常にこれ住民の関心事が高いと思っております。そういったことで、ただいま説明聞いて、私なりに解釈したんですけれども、シミュレーションを行って18年度中に統一するというのでいいですか。

○上下水道部会長 専門部会長をしております豊浜の石井です。よろしく願いいたします。

先ほど大野原の大久保委員さんの方から、18年度中というはっきりした数字を示されたんですけど、我々の方の専門部会の方では、18年4月1日を目標にやっというところで、今適正料金とか経常経費の長期予測ということでシミュレーションを行っております。できれば本日お示ししたいということでやってまいりましたが、どうしてもできないということで、多分9月末までにはその数字が出てくるのではないだろうかということで、それから適正な料金を計算しようということで進めております。それで、極力18年4月1日を目標に調整をしようというふうなことで、今現在進めております。

○議長 どうぞ。

○大久保委員 大野原の大久保です。非常にこれ難しい問題だろうと思うんですけども、来年10月1日に新市が発足ということになれば、私はやはりできるだけ早く私は統一すべきだと思うんです。これはもう何れはやらないかん問題ですから、みんなに喜んでいただけるような料金の設定は非常に私は難しいと思うんで、私にご英断をひとつお願いしたいと思います。

○議長 首長間でも話したんでも、できるだけその方向で進めるべく調整してほしいということで強く要望しておりますので、必ず18年4月1日からいけるものと私も思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 それでは、ないようでございますので、協議第23号-15各種事務事業の取扱い（上水道等事業関係）につきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-16各種事務事業（下水道等事業関係）の取扱いにつきまして事務局より説明を願います。

○事務局 引き続きまして失礼いたします。調整班の合田でございます。どうぞよろしく願います。

協議第23号-16各種事務事業の取扱い（下水道等事業関係）について、その調整方針案のご説明を申し上げます。

会議資料の53ページをお願いいたします。

- 1 生活排水処理構想整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において策定する。
- 2 公共下水道使用料等については、合併時に統一する。
- 3 水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。
- 4 農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。
- 5 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に再編統一する。

以上が調整方針でございます。

1の生活排水処理構想整備計画であります。54ページからでございます。現在観音寺市、大野原町、豊浜町においては、健康で快適な生活環境を確保し、あわせて公共用水域の水質保全を図るため、1市2町それぞれの区域を対象に公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を行うため、生活排水処理構想整備計画を策定し、広域的な観点から整備区域を設定し、効率的な整備の推進を実施しております。生活排水処理構想整備計画についてでございますが、新しい市全域を対象といたしました生活排水処理構想整備計画書を新市において策定するものでございます。

次に、会議資料の57ページでございます。2の下水道料金であります。現在公共下水道事業が整備また進捗しておりますのは観音寺市のみであります。今後新市において策定されます生活排水処理構想整備計画書によりまして、新たに公共下水道整備区域が決定され、事業が整備され、供用開始となった場合、新市全体としての料金を統一しておく必要があるため、合併時に統一するものであります。

続きまして、58ページの水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度であります。下水道法では、下水道処理区域内において汲取り便所が設けられている建物を有する者は、下水道の供用開始後3年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならないと定められておりまして、同じくこれを援助するため、市町の努力規定も同法に明記されております。これらの資金融資あっせん及び利子補給制度は、この規定に基づき速やかな水洗便所への改造を推進し、水洗化率を高めまして、使用料を早期に回収し、下水道事業の独立採算制の運営、下水道経営の安定化、また健全化を図るため、現在観音寺市において制度化されているものであります。これについても、今後新市において策定されます生活排水処理構想整備計画書によりまして、新市において新規の下水道について合併時に統一しておき、新市全体を網羅するための調整方針であります。

続きまして、農業集落排水設備整備事業でございますが、60ページをお願いいたします。現在大野原町、豊浜町において実施いたしております。大野原町では平成16年度に田野々地区が、豊浜町においては平成5年度に院内地区が、平成12年度に本村地区がそれぞれ供用開始されております。また、使用料関係につきましては、大野原町、豊浜町、差異はございません。新市においては、料金体系、また経理関係も含めまして、合併時に統一するものであります。

続きまして、合併処理浄化槽設置整備事業であります。63ページでございます。水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律及び浄化槽法に基づき、安全かつ良質な水道水の供給を確保するとともに、公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため取り組んでいるものであります。合併浄化槽処理設置整備事業については、浄化槽のうちし尿とあわせて雑排水を処理する合併浄化槽を設置する場合、その規模に応じて補助金を交付する制度であります。ここにお示ししてございます額は、国、県の補助金にそれぞれ市町の補助金を加えた額であります。ご覧のとおり補助の対象としております浄化槽の規模と額が、各市町で違いがあります。自然環境保護の視点から存続いたしまして、合併時に制度を統一するものであります。

64ページから67ページについては、関係法令及び先進地の事例等を掲載しております。

協議第23号-16各種事務事業の取扱い（下水道等事業関係）については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 ただいま事務局より協議第23号-16につきまして説明がありました。

ご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ないようでございますので、協議第23号―16各種事務事業の取扱い（下水道等事業関係）につきましても、原案のとおり承認させていただきました。

ここで暫時10分間休憩いたします。次の開始を3時5分といたしますので、よろしくお祈りいたします。

〔休憩 午後2時55分～午後3時5分〕

○議長 それでは、休憩前に引き続き協議を再開いたします。

協議第24号新市建設計画（第5章新市の施策）につきましても、計画班長より説明願います。

○事務局 事務局計画班長の合田でございます。よろしくお願いいたします。

協議会資料68ページをお開きください。

協議第24号新市建設計画（その3）について、次のとおり提出いたします。

新市建設計画（その3）について。新市建設計画（第5章新市の施策）は、別添（案）のとおりとするでございます。

それでは、別添の新市建設計画（案）をご覧いただきたいと思っております。

本日ご提案いたしますのは、新市建設計画の中から第5章をご提案するものでございます。

恐れ入りますが、1ページの方をお開きください。

この第5章は新市の施策でございまして、前回にご確認いただきました第4章で6つの柱から成ります基本目標を掲げ、新市の将来像の実現に向けて新市として具体的に取り組むべき施策の方針と、それに関する主要な事業を表したものでございます。なお、第5章の内容につきましては、現在実施されております主要な事業とともに、住民アンケートや以前に実施いたしました市長町長によりますトップヒアリング、また委員の皆様によるグループヒアリングでのご意見等を反映しながら検討案を作成してまいりました。そして、この検討案は、主要事業に関する各専門部会の方で協議検討され、さらに総合的なところを1市2町のご意見を集約しながら調整したものでございます。

また、新市建設計画の中には、合併特例債に関する事業につきましても記載されている

ことが必要なことから、これらの事業につきましても盛り込まれた内容となっております。

それから、前回の合併協議会で大久保委員さんの方から、ため池の重要性についてご指摘をいただきました。このことを受けまして、ため池につきましてもこの後で説明で触れさせていただきますが、ため池の水質保全とか、ため池の整備を主要事業として盛り込んだ内容となっております。

恐れ入りますが、3ページの方をご覧ください。

第1節といたしまして、「心とからだの健康を守るまち」でございます。ここでは保健・医療・福祉に関する事柄を7つの方針を立てて取り組もうとするものでございます。

また、4ページから5ページご覧いただけたらと思うんですが、ここでは施策名、つまり具体的な取組方針とともに主要な事業をあらわしております。

それでは、それぞれの方針の主要な内容につきましてご説明させていただきますので、箱書きのところもあわせてご覧いただけたらと思います。

それでは、3ページの方にお戻りください。

まず初めに、健康づくりの促進でございます。市民の自主的な健康づくり活動を推進するため、支援するため、各種保健福祉施設の整備充実や利用促進を図り、保健予防活動を推進してまいります。

2番目の方でございますが、子育て支援の充実でございます。少子化の進行に対応いたしまして、子育て支援施設の整備や保育サービスの充実を図ってまいります。また、支援制度の周知や各種相談の充実に努めてまいります。

(3)では、高齢者福祉の充実でございます。急速な高齢化に対応して、高齢者が安心して生活できるよう、制度に基づく各種サービスの充実を図るとともに、ホームヘルパーの確保など在宅介護に関する支援を行ってまいります。また、介護サービス基盤の整備充実を図り、だれもが安心して老後を過ごせることができる環境を整備してまいります。

(4)では、障害者福祉の充実でございます。心身の障害を持つ人が自立した生活ができるよう、社会参加のための支援の充実を図り、また交流活動や啓発活動を推進してまいります。

4ページの方に移ります。よろしく申し上げます。

(5)では、地域福祉の充実ということで、市民がともに助け合い、支え合う社会を構築するため、福祉への意識の啓発やボランティア活動の支援、人材育成に努め、また公共施

設等におけるユニバーサルデザインの環境整備を推進してまいります。

(6)では、地域医療の充実でございます。地域の中核医療としての公立総合病院の機能強化を支援するとともに、民間医療機関との役割分担と連携を図り、地域医療の充実に努めてまいります。

(7)では、社会保障の充実です。ここでは市民の健康と老後の生活を支える各種社会保障制度の円滑な運用を図るとともに、疾病予防や健康づくりの推進を図ってまいります。

続きまして、5ページの方に移ります。

第2節として、「暮らしと自然が共生するまち」でございます。ここでは環境保全や生活環境に関する方針をあらわしたものでございます。

自然環境の保全でございますが、河川やため池、海などの水質保全や農地、森林の保全に努め、また環境教育の推進や太陽光発電など自然エネルギーの利用と省エネルギーの啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

(2)の公園・緑地等の整備でございます。主要な公園緑地の整備を推進し、宅地等における緑地を促進するなど、身近な生活環境の向上に努めてまいります。また、斎場の整備を進めてまいります。

(3)で河川等の整備でございますが、河川やため池を親水空間として整備するとともに、防災、治水機能の強化を目指した河川改修や排水路の整備などを推進してまいります。

6ページの方でございます。(4)で廃棄物処理の充実でございます。一般廃棄物分別収集の徹底、またごみの減量、再資源化、広域的なごみ処理施設等の整備を推進してまいります。また、不法投棄の防止に努めてまいります。

(5)は生活排水処理対策の推進でございます。地域の実情や特性に応じて、公共下水や農業集落排水施設の整備、合併浄化槽の設置促進など、生活排水処理対策を推進してまいります。

(6)の水資源の確保でございますが、水資源の確保や安全性に配慮した水道施設の整備に努め、水源の水質の保全を進めます。あわせて節水型社会の形成に努めてまいります。

恐れ入ります。続きまして7ページでございますが、第3節でございます、「誰もが生き生きと学び、成熟するまち」でございます。ここでは教育・文化に関することを5つの施策であらわしております。

1つ目といたしまして、幼児教育・学校教育の充実でございます。基礎的な学力を伸ば

すとともに、基本的な生活習慣、道徳性、創造性などが習得できるよう目指してまいります。また、耐震改修など学校教育施設の環境の整備充実により、幼児・児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう努めてまいります。

8ページに移りまして、生涯学習・芸術文化活動の活性化でございます。図書館や公民館等の生涯学習施設における各種講座や情報提供の充実を努め、生涯学習の広域的な展開を図ってまいります。さらに、芸術文化活動の発表の場や、内外のすぐれた芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

3番目として、スポーツ活動の条件整備でございますが、自主的なスポーツ活動を行うことができるよう、運動公園や体育館など体育施設の整備充実を図り、指導者の育成やスポーツを通じた市民の交流を図ってまいります。

4番目として、歴史・地域文化の保全と継承。地域文化の保全・継承、また情報発信の拠点となる文化的施設の整備充実を図り、歴史的資源や郷土芸能、文化財の保護・保全に努めてまいります。

5番目として、人権の尊重では、人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権尊重の意識や態度を身につけることができるよう、あらゆる場において新市として一体的な人権教育・啓発活動を積極的に展開してまいります。

恐れ入ります。続きまして9ページの方でございますが、第4節として「活力・魅力が豊かさを創るまち」でございます。

(1)の農林業の振興でございますが、農業生産基盤の整備や優良農地の確保と流動化による経営拡大を推進し、競争力のある農産品の生産や販売を支援するほか、流通体系の整備を図ってまいります。また、地産地消や後継者の育成、新規就農者の受け入れ促進など、担い手の育成や確保を推進してまいります。

次の2番目でございますが、水産業の振興でございます。水産業の基盤となる漁港や施設の整備を推進し、担い手の育成確保、水産加工品の高度化やブランド化を進め、経営の安定を図ってまいります。また、水産資源の保護や水域環境の保全に努め、つくり育てる漁業を推進してまいります。

11ページの方でございますが、商工業の振興でございます。まず、商業につきましても、経営基盤の強化、担い手や組織の育成を支援、また商業活性の拠点づくりの一環として、TMOなど関係機関との連携のもと、中心市街地の活性化を図り、魅力ある商店街づくりを支援してまいります。

続きまして、工業につきまして、各種制度、また施策を有効に活用することにより、地域産業の体質強化に努めてまいります。また、四国の高速交通の中心となる地理的条件を生かして、新たなる企業の誘致などを推進し、物流の拠点づくりを目指してまいります。

4番目として、観光・レクリエーションの活性化でございます。新市内の歴史的遺産、文化財などさまざまな地域資源や観光施設等をネットワーク化し、観光客の誘致に努めてまいります。

続きまして、11ページの方で、第5節でございますが、これは「暮らしを支える基盤の充実したまち」でございます。

1番目に、交通基盤の整備。この面では、新市の一体感の醸成や内外の交流促進を図るため、幹線道路網を整備するとともに、生活道につきましては、緊急性、整備効果等を考慮し、計画的に整備してまいります。

2番目の公共交通の充実でございます。市民の交通利便性の向上を図るため、市内各地と主要な公共施設や病院、JR駅等の交通拠点を結ぶ市内循環バスの運行の拡充、また離島航路や島内交通の充実に努めてまいります。

恐れ入ります。12ページの方でございますが、(3)として港湾施設の整備でございます。1市2町では観音寺港、豊浜港及び室本港がありますが、これらの港の機能の高度化を図ってまいります。

4番目といたしまして、市街地空間の整備でございます。JR観音寺駅を新市の交通結節点にふさわしい玄関口となるよう、駅機能の充実に図り、駅周辺の整備を推進してまいります。また、交通拠点とリンクした中心市街地等の整備を推進し、誰もが安心して暮らせる利便性の高い空間の確保を図ってまいります。

5番目でございますが、居住空間の整備でございます。公営住宅等の維持管理の充実に図るとともに、若者や高齢者のニーズに対応した住宅の整備を推進してまいります。

6番目で、適切な土地利用の推進でございますが、秩序ある新市発展のため、国土利用計画及び土地計画マスタープランの策定に取り組み、新市として整合性があり、広域的かつ合理的で適正な土地利用体系の確立を目指してまいります。

7番目として、消防・防災の推進の面でございますが、地域の条件に的確に対応して、防災体制の充実強化を図り、自主防災組織等の育成に努めてまいります。また、消防団等関係機関との連携協力しながら、危機管理体制を構築してまいります。

8番目として、防犯の充実、交通安全の推進でございます。誰もが安心して安全に暮ら

せるよう、市民の防犯意識の高揚を図り、また交通危険箇所の解消と施設の改良、整備を進め、交通安全の教育や意識の高揚を図ってまいります。

13ページに参りまして、9の情報通信基盤の整備でございます。市民の生活の中でさまざまな情報を利用しやすくなるよう、高速・大容量の情報通信基盤の整備に努めてまいります。

14ページでございます。第6節は、「住民自治が花開くまち」でございます。住民活動や行財政の事柄について方針をあらわしております。

(1)として、地域コミュニティーの支援でございます。自治会活動やコミュニティー活動を支援することにより、市民が主体となったまちづくりを支援してまいります。また、地域での問題点や課題を住民が自主的に話し合いながらまちづくりを進めていくコミュニティー制度の導入について検討してまいります。

(2)は市民参画の推進でございます。この面では、個人情報 の適正な取扱いと情報公開制度の充実により、市民との情報の共有化を図り、開かれた市政を推進してまいります。また、市民の声を市政に反映し、魅力あるまちづくりを進めてまいります。そして、新たな男女共同参画計画を策定し、男女がともに社会参画ができる条件の確立に努めてまいります。

(3)として、行財政の改革でございます。効率的な行政運営を図るため、行財政改革大綱を策定し、行政組織機構の見直しなど行政改革に取り組んでまいります。また、財政健全化を図るため財政計画を策定し、自主財源の安定化及び確保に努め、各種補助制度を積極的に利用しながら、将来の負担を考慮に入れ、合併特例債を含めた地方債を有効に活用してまいります。

以上のように、この第5章では、新市が将来像の実現に向け取り組むべき施策を基本目標や方針として整理しております。また、新市においては、この新市建設計画を基本に総合計画がつくられ、そしてより具体的な実施策がつくられます。各種のハード事業、ソフト事業はそれらによって推進、実施されてまいります。

以上で協議第24号新市建設計画（その3）についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長 ただいま計画班長より協議第24号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

どうぞ。

○大久保委員 質問をいたします。大野原町の久保です。

今、非常に我々が取り組まなければいけない重要問題はたくさんあると思いますけれども、その1つが私は少子化対策だと思うんです。そのためにも私は、結婚というこれに私は全力で私は取り組むべきであり、もうこれは個人の私は問題の域を超えておると思うんです、どうしても社会全体で私は取り組むべきと思っただけですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長 大久保委員さんご指摘のごもっともなご意見だろうと思いますけども、今具体的にとなりますと非常に、当然新しい市の大きい問題として、これはもう新しい市が誕生いたしまして、新しい市長のもとでこれはもう私は積極的に取り組んでもらうべく、やはり新市に引き継いでいくべきだろうと思うんですけど、ひとつどうでしょうか、事務局長。

○大木事務局長 直接お答えにならないかも知れませんが、ご了承いただきたいと思うんですが、新市施策の中で少子化対策というのは、この市町合併の背景事情にも、少子・高齢化への対応が大きな要因になっております。これまで申してまいりましたけれども、このまま少子・高齢化が進みますと、私たちの社会にさまざまな影響が出てまいります。したがって、結婚に、あるいは子育てに夢や希望が持てるそういう社会を構築してまいらなければなりません。新市建設計画におきましては、少子化によって現役世代の負担の増大、あるいは雇用の場がない、あるいは核家族の進展などにより家庭機能が低下する、あるいは地域連帯感の薄れなど、いわゆる若い人に、あるいは若夫婦に、あるいは子供、そういう方を取り巻く環境の変化に対して、先ほど申しましたが、1つには子育て支援の充実、あるいは幼児教育、学校教育の充実、あるいは産業の充実、地域コミュニティの支援等の施策、そういう主要事業で安心して子供を産み育てる環境づくりを行ってまいりたいと思います。いわゆる結婚につきましてもそうでございますが、やはり将来を安心して暮らすことができる社会を構築することが最も重要でないかと思っておりますので、ご質問に十分なお答えができていないかもしれませんが、少子化対策についてはそういうことで取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○佐伯副会長 子育て支援の充実ということで、次世代育成支援行動計画の策定ということで、各市町とも今年度中にこれを作成しなければならないということで決められております。それで、各市町ともそれぞれアンケートしたり、プロジェクトチームを組んだりした中で、今いろいろと大久保委員さんが言われたようなものを踏まえた中で、今局長さんが言われたように、本当に子供を産みやすい、育てやすいというようなことで、各具体的

な計画の策定に入っと思うんで、またこういうふうなものも、また新市になったらまたこれ統一したようなまた計画にせんといかんというようなことで、これはもうどうしても国の方から今年度中に策定しなさいよというようなことで、各それぞれ関連がしとんで、こういうふうな中で、かなり具体的な施策というものが出てくるんでないんだろうかなというような気はしとんですが。

○議長 どうぞ。

○横内委員 豊浜の横内です。この今大久保さんの方から少子化ということで提言されましたけれども、私たち去年、子育て支援ということにつきまして、若いお母さんたちからアンケートをとってみました。その中で一番若い母親たちから要望がありましたのが、まず自分たちが安心して子育てができる体制をとってほしい。それに具体的に言いますと、例えばどういうことが欲しいんですかと言ったら、自分たちが生活していく上において、ちょっと出かけるときなんか地域の人たちの支援が欲しい。それからまた、子供を産み育てる段階においては、今とても出産するにおいても高額な費用がかかるし、子育てする上においては相当な額が要りますので、せめて今市町から支援を受けている何歳までというのにいま一つ加算してほしいという要望が、支援してほしいという要望がありました。

以上です。

○議長 どうですか、大久保委員さん。

○大久保委員 産む前の話があるんじゃ。産んで育てる話の前に、産む前があるんじゃ。

○議長 いや、私はやはり合併そのものがそれに当てはまると思うんです。合併せなしたら、なお少子化は私は、大野原や豊浜は私は減っていくと思うんです。市になることによって、ほんなら私は子供をよそから来てようけ産まれてくれることを大いに期待しとんです。やっぱり市になることによって、やっぱりひとつ今後はやっぱり発展していくと。発展していったらやっぱり当然若い者も来てくれないかんのじゃけん、それはやはり今の大野原や豊浜でおったんでは、これでどんどん伸びていけるんだったら、さっち無理に観音寺さんと一緒にならんだっていいんじゃけど、やっぱりそれは少子化になっていくそれを見越すと、やっぱり市になって一緒になって、市になってやっぱり活性化していかないかんという基本は私もそこにあると思うんで、その点は大きい視点でやっぱり新しい市になったら、そうすると市長のもとでその対策を私は立ててもらおうということで、もう新しい市に引き継いでいくんだということで基本計画でいかさせていただいたらええんじゃないかと思ひよんです。

○白川副会長 これは少子化対策というのは、これは国の大きなまさに国の形がどうなるかという大きな問題ですんで、これから小泉内閣がどのような施策を打ってくるかということをおも期待しておるんですけど、どうもフランスが解決したようなんで、フランス方式でどうもいくような気配も何かあるみたいですけど、それはそれとして、逆に三位一体改革の中で保育料のいわゆる一般財源化とか、そういったことがどうも逆行していくような矛盾したような施策をとられておりますので、これから地方におきましては大変なこの少子化対策というのは大きな課題になってくるんじゃないかなというような気もいたしております。

今大久保委員の言われたものは、先般半年、1年ぐらいになるでしょうか、観音寺のとおある方がおいでまして、仲人屋さんを復活してくれと。その方は素人なんです。もちろん素人なんですけれども、自分たちはこれが好きなんで、いわゆる別に報酬も何も要らんだと。そういった一つの仲人屋さんと言ったらおかしいんですが、要するに月下氷人のいわゆるそういったグループを育ててもろうて、それをいわゆるボランティアで位置づけて、その内そういう方々にぜひ動いていただければ、市がそういう動くような形にしていただければ、我々としても非常に動きやすいんで、何とかそういう制度的なものができんかどうかと、こういうご相談に見えたことはあります。

今大久保委員のご指摘にその子供を産む前の段階の問題でありますけれども、確かにいいアイデアでもあるし、検討しましょうということでお帰りにはなっていたんですけども、やっぱり行政が余り結婚、仲人屋さんのようなことを、祖谷の方では昔国際結婚的なものやってみたような経緯があるようでございますけれども、そのあたりはちょっと微妙なところがありまして、あれからその方に帰っていただいて何らの返事もしてないんですけども、確かにそういった結び、いい男といい女の人とを結びつける一つの満足感というんですか、達成感というんか、そういったことを非常に関心を持っている方は結構多いみたいですね。

だから、新市になってどのような施策を打ち出すのか、これは全く不透明ですけども、そういったこともやっぱりそういった方々もたくさんおいでるということは、やっぱり新市としても十分認識をする中で、今言う結婚の機会をどんどんどんどん情報を提供して行って、昔の俗に言う仲人屋さんのものを行政が少しはやはり関与するべき時代も近づいてきたんじゃないかなと、そういった気がいたしておりますので、これはまた新市になってそのときに考えたらいんじゃないかなとは思いますが、現在合併の話の中で、

そういう制度をつくったらどうかというのはいかがなものかなというふうには思います。

○議長 その気持ちは十分含めて新市に引き継いでいくということで、ひとつご理解を賜らななだら。

ほかにございませんか。

どうぞ。

○藤田委員 観音寺の藤田であります。皆さんの今日配っていただいた分のページで言いますと4ページでありますけれども、地域医療の充実ということでありますから、この言葉を読みますと、公立総合病院の機能強化というふうな言葉で非常に抽象的に書かれているんであります。具体的に言うと三豊総合病院の問題だろうと思います。そこで、提案というか、少し微妙な問題もあるんでありますけれども、今山本、財田というのを含めた形の組合の形であります。もちろん合併をすれば構成員がひょっとしたら変わるかもしれないという含みも含めまして、つまり市民病院という形の経営体も考え得るという含みもありますけれども、ぜひともこれをできれば合併協の中でも一度情報なり、どういうふうな形になるんだらうかという大まかな筋を出していただくと、非常に我々もやりやすいんじゃないかなと思います。

それには大きな理由というのは、三豊総合病院の場合は議員さんと首長さんでありまして、構成員がある種限られております。ここであると幸いなことに民間の方もたくさんいられるし、多様な意見が聞かれるというようなことでありますから、ぜひとも、もちろん向こうの方は彼ら独自の議会もあり、執行機関もあるわけでありましてけれども、非常に重要な問題でありますので、ある時期できるだけ早い時期に、三豊総合病院でこういうふうに通っているんだってというふうなことも情報を出していただいて、我々の中でも一度議題に上げて、みんながその問題意識を共有していく。一般会計でも120億円ぐらいありますかね、会計が。大変大きな規模のものでありますから、ぜひともそういうことを、手法でありますけれども、ここでちょっと提案をしてお願いをしておきたい、このように思います。

以上であります。

○議長 藤田委員さんのご指摘のとおりでございますが、今、三豊病院といたしましても、やはりどのようになっていくかということで、今、管理者会でいろいろ意見を検討しとんですけれども、今、率直に申しまして、山本と財田は一部事務組合からのく気持ちはどうもないらしいんです。のいてもらわんと、どうしても市民病院といっても、これはな

かなか市立にならんわけでございますので、そこら辺は30日に議員さん方のひとつ協議会の勉強会があるそうでございます。ぜひひとつ議員の中から、山本、財田は議長が出てきておりますので、議長間でやはり議長の協力を得なならん、議長がその気になったらひょっとしたらなるかもわからんけど、議長がまた町長の域になったら、もうこれは絶対これは一部事務組合はもう続けざるを得んのじゃないかと思うんですけども。そこら辺は非常に、できればひとつ観音寺市の市立病院、向こうは三豊市の市立の西香川という、そういうようなすっきりした形の運営方法で、医療関係につきましては、お互いがやっぱりもう持ち分が違いますので、私はそういう関係でも三豊郡としては引き継いで、やはり西讃地域の中核病院としてやっていく機能は当然持たないけませんので、いけると思うんですけど。ただ、のいた山本、財田が、これ三豊病院のいてくれたらいいんだけど、なかなかのく気持ちが今のところないらしいので、非常にこれ弱とんですけども。今後なおひとつ三豊病院の管理者会でも話を進めますし、また三豊病院の議員さん方でもひとつぜひ話をその方向で、9月30日には議員の勉強会、後また懇親会があるそうでございますので、ぜひひとつ藤田議長、また大久保議長、井上議長がおられますので、お二人は今度は三豊病院にはうちと豊浜は入ってないんです、議長が。けど山本、財田は入っておりますので、藤田議長、そこの辺よろしくお願い申し上げたいと思います。

○白川副会長 ちょっと情報を、仄聞した情報が入ったんですけども、山本町のスタンスとしては、9月30日の結果を待って対応策を考えたいと、こういう情報がちょっと入りました。ですから、今のところ自分たちの方で能動的に残るとか、あるいはまた離脱するとかということは全く現在のところは考えていないと。30日の結果によって、どうしていくかということをも山本町としては考えていきたいと、こういう情報が未確認ではありますが現在入っております。やっぱり例えば今言う組合立で残すにしても、向こうが新市に仮になった場合は、2市の組合立とか、じゃあ西香川病院はどうするのかとかいろいろ問題が、医療はそれは当然総合協力をしてやりゃあいいんですけども、やっぱり形態、組織自体がそのようになると、非常にややこしい問題が出てくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ30日には議会の先生方で方向性だけをきちっと結論出していただければ、行政側としてもそれに基づいて動きやすいんじゃないかなとは思っております。

○議長 ぜひ合併協といたしましても早く結論を出してもらうて、一部事務組合を早く進めないかんですので、私30日に協議、これは9月30日と言ったんです、議会のときに。できればひとつ8月30日で議員さん方いろいろ出していただいて、もう9月30

日にはもう結論を出す協議会にすべくこれは話を進めていかな、そのときに一遍話しして、次のときせんかと言いよったら、もう次12月の病院議会だと、当然こっちの対応が間に合わんようになってしまうんで、ぜひとも9月30日にはその方向で協議していただくべく、我々も協議していかないかと思うとりますので、よろしく願い申し上げます。

○藤田委員　そういうふうな話を、今の話、そうした情報を出してもらう方が、市民病院に、つまり向こうがのいた場合はニュー観音寺の市民病院ですから、120億円の会計を持って、六百数十名の従事者がいるというような状況ですから、ぜひともここで出してもらおうと。もちろんここで結論を議決あるんだからできないんだけど、そういう議論をしておかないことには、市民の人は、今首長さんたちはみんな向こうの分の執行者でもあるし、このまたメンバーでもあるからよく存じ上げているんですけども、我々もよく伝わってこない。それから、つまり1市2町のこの中での住民たちがどういうふうと考えて、市民病院とイメージできるのかというようなこともやっぱり必要なことと思って、出してもらいたいというふうなことです。

○議長　それでは、今貴重な意見でございますので、ここで暫時休憩させていただきます、ひとつ各委員さん方の病院問題につきまして、ご意見があればちょっと出していただきたいと思っております。

〔休　憩〕

○議長　それでは、休憩前に戻りまして協議を再開させていただきます。

続きまして、その他に移りたいと思っております。

第8回、第9回の協議会日程につきまして、総務広報班長より説明をお願いします。

○事務局　総務広報班の石川でございます。よろしく申し上げます。

会議資料の69ページをお開きください。

第8回、第9回の協議会のご案内につきましてはご覧のとおりでありまして、(1)第8回の協議会が9月22日水曜日、(2)第9回の協議会が10月27日水曜日に予定しております。時間と場所につきましては、いずれも午後1時30分から当会場で予定しております。委員の皆様には大変ご多忙とは存じますが、ご出席のほどお願い申し上げます。

お知らせですが、9月1日発行の合併協議会だよりが昨日刷り上りましたので、お手元

の方にお届けいたしておりますので、またご覧になっていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 それでは、議長の不手際で、前の新市の計画につきましての承認をいただいておりますので、改めて協議第24号新市の建設計画（第5章新市の施策）につきましては、原案のとおり承認させていただきます。これを忘れておりましたので、どうも済みません。

それでは、今広報班長から説明を申し上げた日程につきましてご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 それでは、ここで皆さん方にご報告をさせていただきます。

視察の受け入れでございますが、埼玉県議会地方分権合併財源対策特別委員会委員8名と関係者5名の13名の方が、明日27日9時50分に1市2町合併の取り組みについて視察においでになります。当日は私と副会長が公務のため不在となりますので、合併協を代表いたしまして大野原の大久保議長さんに出席いただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、当日は合併の動機、経緯、取組状況を視察されますが、先の協議会でご確認いただきました議会議員の定数及び任期の取扱い、定数、在任特例を利用しないことになった点についてお聞きしたいということでございますので、大久保議長に説明をお願いしているところでございます。視察につきましては以上でございます。大久保議長さんよろしくお願ひ申し上げます。

以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。長時間に渡りまして終始ご熱心に協議いただきました。ありがとうございます。

それでは、これで閉会させていただきます。どうもお疲れでございました。

【閉会 午後4時7分】